

令和8年1月22日

平塚市監査委員 能勢祐二
同 城田孝子
同 出村光
同 上野仁志

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

1 監査実施対象課

都市整備部 建築住宅課（工事監査対象工事：市営中原上宿住宅建替整備事業（建築部分））

2 監査実施日

令和7年12月17日

3 監査結果の公表日

令和7年12月17日（平塚市監査委員公表第27号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>その他 (要望事項)</p> <p>(1) 市営中原上宿住宅建替整備事業は、本市で初めてとなる設計施工一括発注方式で実施された。本発注方式の導入については、効率的・合理的な設計・施工の実施や工事品質の向上などのメリットがある一方、設計者や発注者のチェック機能が働きにくいなど客観性の欠如や発注者責任意識の低下などのデメリットが挙げられている。どのような工事に適用するか等、今後の導入に当たっては様々な検討が必要であり、本発注方式が適切に導入されるよう、今回の工事で得た知見を府内関係各課と共有されたい。</p>	<p>(1) 本事業で得た知見については、他事業における発注方式の選択時に活用するため、PPP/PFI制度の所管部署と共有します。</p>

以上